

第8回 西宮市子ども・子育て会議

【資料集】

- 資料1
- 資料2
- 資料3

## 資料集 目次

【資料1】ロードマップ・前回の審議等まとめ・今回の審議事項	・・・	1
【資料2】教育・保育施設に対する確認（利用定員の設定）	・・・	4
【資料3】子ども・子育て支援新制度説明会の報告	・・・	9

ロードマップ・前回の審議等まとめ・今回の審議事項

ロードマップ

	平成25年度			平成26年度						
	第1回 8.21	第2回 10.11	第3回 2.17	第4回 4.28	第5回 5.27	第6回 7.29	第7回 8.25	第8回 11.18	第9回 1.20	第10回 2.10 (予備日)
(1) 子ども・子育て支援事業計画の策定の審議										
ニーズ調査の項目										
需要量・供給量			1	1						
地域子ども・子育て支援事業の今後の展開			1	1						
上記以外の計画										
計画全体の審議（計画の理念等）							2			
(2) 認可基準等の審議										
現認可等基準（現状確認）										
新制度における認可基準・確認基準			3	3						
放課後児童育成事業の基準			3							
支給認定基準			3							
(3) 利用者負担の審議										
(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の審議（事業計画に係る供給量と同時審議）										
(5) 西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価										

H26年11月25日から  
パブリックコメントを実施

H26年4月末に  
政省令公布

9月市会で  
条例制定

H26年5月に骨格・仮単価提示

- 審議  
 1 審議終了等（確定）  
 2 量の見込みについてのみ審議  
 3 素案の確定  
 4 検討中の国の案をもとに審議

平成26年度には、上記のほかワーキンググループを下記のとおり開催  
 評価検討ワーキンググループ H26.10.27 H26.11.27  
 基準等検討ワーキンググループ H26.4.14 H26.5.12 H26.7.14

## 第7回西宮市子ども・子育て会議 審議等まとめ

### 1 1号認定子どもの利用者負担

第6回西宮市子ども・子育て会議で出された、2号認定子ども・3号認定子どもと異なる階層区分とする理由などの課題を基に、見直した事務局案について審議を行った。

その上で、国が示す5つの所得階層を9階層に細かく設定する点、利用者負担額のイメージ、負担が増える世帯への軽減措置、第2子・第3子の減免措置について、見直した事務局案を西宮市子ども・子育て会議として承認した。

### 2 (仮称)西宮市子ども・子育て支援事業計画の素案

前回までの量の見込みおよび確保方策についての意見を基に作成した事務局案について審議を行ったところ、各委員から主なものとして以下の意見などが出された。

- ・「基本理念における基本的な視点」について、[1]見出しの「すべての子どもが健やかに成長する～」と[2]内容の「すべての子どもが健やかに成長できるよう、～」が重複しているので「個々のこどもの成長・発達に応じた」といった内容に修正してはどうか。
- ・「教育・保育の量の見込み及び確保方策」について、表が読み取りにくいので市民に対して把握しやすい工夫が必要ではないか。
- ・「遊び場」等については、地域子ども・子育て支援事業にあてはまらないが、将来的に子どもや保護者のニーズに応える内容を事業計画に盛り込むことを検討してほしい。
- ・パブリックコメントを実施する際には、事業計画案のみを提示して意見を聴くのではなく、各事業のわかりやすい参考資料を添える必要がある。

これらの意見を踏まえ、修正した素案について、10月14日に予定している西宮市子ども・子育て会議に諮るのかの判断を会長に一任した。

### 3 民間保育所の認定こども園への移行に関する調査の結果報告

事務局より、平成26年7月下旬に実施した民間保育所に対する認定こども園への移行に関する意向調査の結果について報告があった。

### 4 各基準に関する条例案の報告

事務局より、9月市議会に上程する各基準の条例案について報告があった。

以 上

## 第 8 回西宮市子ども・子育て会議 審議事項

### 1 西宮市子ども・子育て支援事業計画の素案

パブリックコメントの実施に向けて、前回までの意見を踏まえ、修正した西宮市子ども・子育て支援事業計画の素案について、西宮市子ども・子育て会議として内容確認を行う。

### 2 教育・保育施設に対する確認（利用定員の設定）

新制度に移行する教育・保育施設のうち、幼稚園型認定こども園および幼稚園において設定する利用定員について審議を行い、西宮市子ども・子育て会議としての意見をまとめる。

#### 子ども・子育て支援法第 31 条 2 項

「市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。」

### 3 子ども・子育て支援新制度説明会の報告

平成 26 年 7 月 21 日から 9 月 13 日にかけて市内各所において開催した利用者等向けの説明会について報告する。

以 上

## 議事（２）教育・保育施設に対する確認（利用定員の設定）

### 1 確認事務の概要

#### （１）確認とは

ア 新制度において、認可を受けた施設・事業者が給付などの支援対象となるためには市町村から確認を受ける必要がある。その上で、支給認定を受けた子どもは、確認を受けた施設・事業者を利用することで、施設型給付・地域型保育給付を受けることができる。

#### イ 確認の効力が及ぶ範囲

（ア）教育・保育施設に対する確認・・・確認の効力は全国に及ぶ

他の市町村に居住する子どもが市内の教育・保育施設を利用する場合、他の市町村長が別途改めて確認を行う必要はない。

（イ）地域型保育事業者に対する確認・・・確認の効力は確認をした市町村の区域内にのみ及ぶ

他の市町村に居住する子どもが市内の地域型保育事業を利用する場合、他の市町村長が別途改めて確認を行う必要がある。

#### （２）子ども・子育て会議の意見を聴く事項

#### 利用定員

ただし、既存の認定こども園、幼稚園、保育所がそのまま新制度に移行する場合、法の施行日（平成 27 年 4 月 1 日予定）に「確認」を受けたものとみなされる。

「みなし確認」を受ける認定こども園、幼稚園、保育所の利用定員を定めるにあたって、子ども・子育て会議からの意見聴取は、法令上義務づけられておらず、市町村の判断に委ねられている。

#### 子ども・子育て支援法

##### 第 31 条（特定教育・保育施設の確認）

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

##### 第 43 条（特定地域型保育事業者の確認）

3 市町村長は、第 1 項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

附則第7条（特定教育・保育施設に関する経過措置）

この法律の施行の際現に存する就学前子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の規定による改正前の認定こども園法第7条第1項に規定する認定こども園（国の設置するものを除き、施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。）幼稚園（国の設置するものを除き、施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。）又は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）第6条の規定による改正前の児童福祉法（次条及び附則第10条第1項において「旧児童福祉法」という。）第39条第1項に規定する保育所（施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。）については、施行日に、第27条第1項の確認があったものとみなす。ただし、当該認定こども園、幼稚園又は保育所の設置者が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

(3) 利用定員の基本的な考え方

ア 利用定員の区分（4区分）

- 1号認定子ども：年齢毎の区分を設けない。
- 2号認定子ども：年齢毎の区分を設けない。
- 3号認定子ども：0歳と満1歳以上とを区分して定める。

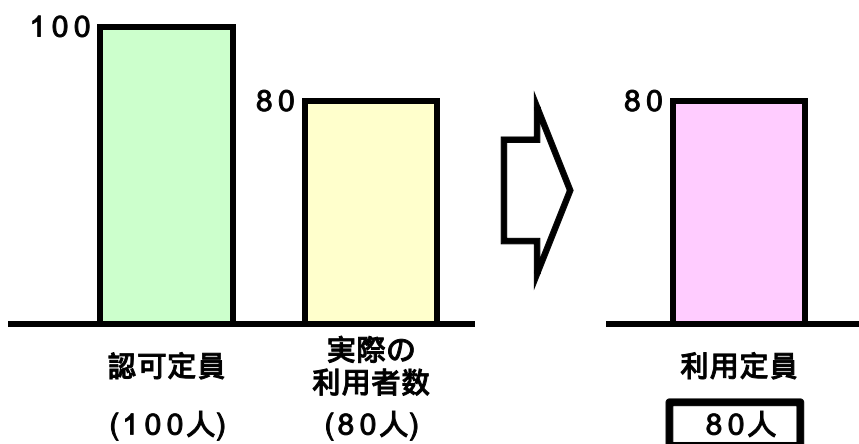
イ 原則として、利用定員は認可定員を超えない範囲内で、利用状況を反映して設定する必要がある。



ウ 実際の利用者数が恒常的に認可定員を下回る場合 利用者数 < 認可定員

実際の利用者数および今後の見込みなどを勘案して利用定員を設定する。

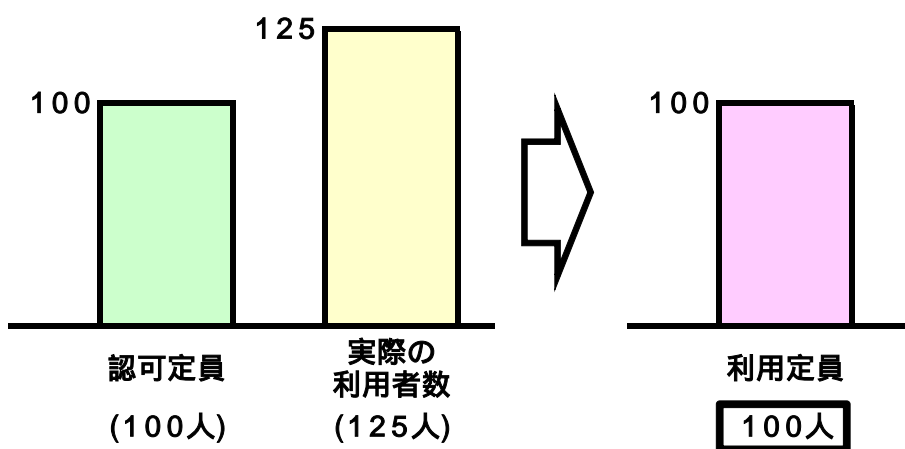
認可定員を利用定員に合わせて減少させる必要はない。



エ 実際の利用者数が認可定員を超える場合 利用者数 > 認可定員

**認可定員の範囲内で利用定員を設定する。**

- 1 実際の利用者数が利用定員を恒常的に上回っている場合、利用定員を適切に見直し、確認の変更を行う必要がある。
- 2 利用実態に応じた認可定員に変更することが必要である。
- 3 連続する過去 2 年度間、常に実際の利用者数が利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均利用率が 120% 以上の場合で、上記見直しが行われないときは給付費を減算する。
- 4 西宮市特定教育・保育及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 22 条ただし書に基づき、「年度中における特定教育・保育に対する需用の増大への対応が必要な場合」には、利用定員を超える受入れが可能である。同事由には「年度当初から利用定員を超える受入れが必要となる場合」も含む。





## 2 教育・保育施設の利用定員

### (1) 幼稚園型認定こども園

名称 (対象年齢)	認可定員	入園児童数 (H26.5.1)	利用定員		
			1号認定 (3歳以上)	2号認定 (3歳以上)	3号認定 (1・2歳)
1 上甲子園幼稚園 (2歳児～5歳児)	280人	257人	268人	12人	10人
2 武庫川幼稚園 (1歳児～5歳児)	200人	156人	150人	18人	12人
合計	480人	413人	418人	30人	22人

### (2) 市立幼稚園

名称	認可定員	入園児童数 (H26.5.1)	利用定員 (1号認定)
1 浜脇幼稚園	350人	76人	105人
2 用海幼稚園	70人	65人	70人
3 夙川幼稚園	140人	74人	105人
4 越木岩幼稚園	140人	53人	105人
5 大社幼稚園	170人	111人	140人
6 付属あおぞら幼稚園	105人	69人	105人
7 上ヶ原幼稚園	210人	66人	105人
8 門戸幼稚園	140人	70人	105人
9 高木幼稚園	175人	129人	140人
10 瓦木幼稚園	140人	70人	105人
11 春風幼稚園	140人	59人	105人
12 今津幼稚園	100人	47人	70人
13 南甲子園幼稚園	70人	60人	70人
14 高須西幼稚園	140人	47人	105人
15 鳴尾東幼稚園	140人	56人	105人
16 鳴尾北幼稚園	140人	40人	105人
17 小松幼稚園	210人	54人	105人
18 山口幼稚園	140人	57人	105人
19 名塩幼稚園	140人	39人	105人
20 生瀬幼稚園	140人	49人	105人
合計	3,000人	1,291人	2,065人

(3) 私立幼稚園

名 称		認可定員	入園児童数 (H26.5.1)	利用定員 (1号認定)
1	すずらん幼稚園	105人	84人	85人
2	みそら幼稚園	80人	84人	80人
3	甲子園東幼稚園	160人	127人	130人
4	くるみ幼稚園	80人	82人	80人
合計		425人	377人	375人

## 議事（3）子ども・子育て支援新制度説明会の報告

平成26年7月21日から同年9月13日にかけて市内各所において、利用者、市民を対象とした新制度に関する説明会を実施した。

説明会では、新制度の概要、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業の利用手続きなどを説明したのち、可能な限り会場において来場者からの質問に回答した。

日 時		会 場	参加者
1	7月21日(月・祝)	10時～11時30分	274名
		【第1会場】北夙川体育館軽スポーツ室 (樋之池町11-33)	
		【第2会場】越木岩公民館 (樋之池町5-29)	
2	7月27日(日)	10時～11時30分	91名
		塩瀬公民館 (名塩新町1:塩瀬センター3階)	
3	8月2日(土)	10時～11時30分	302名
		【第1会場】甲東支所集会室 (甲東園3丁目2-29:アプリ甲東3階)	
		【第2会場】甲東ホール展示室 (甲東園3丁目2-29:アプリ甲東4階)	
4	8月3日(日)	10時～11時30分	104名
		山口ホール (山口町下山口4丁目1-8:山口センター1階)	
5	8月24日(日) <sup>1</sup>	10時～11時30分	265名
		西宮市立勤労会館 (松原町2-37)	
6	8月24日(日) <sup>2</sup>	14時30分～16時	182名
		鳴尾公民館 (鳴尾町1丁目8-2)	
7	8月30日(土)	10時～11時30分	269名
		【第1会場】浜脇公民館 (浜脇町5-14)	
		【第2会場】浜脇小学校 (浜脇町5-48)	
8	8月31日(日)	10時30分～12時	576名
		【第1会場】大学交流センター (北口町1-2:ACTA西宮東館6階)	
		【第2会場】北口保健福祉センター (北口町1-1:ACTA西宮西館5階)	
9	9月13日(土) <sup>3</sup>	10時～11時30分	101名
		【第1会場】プレラホール (高松町4-8:プレラにしのみや5階)	
		【第2会場】北口保健福祉センター (北口町1-1:ACTA西宮西館5階)	
参加者数 合計			2,164名

1 8月9日の開催予定回が台風11号により延期開催となった。

2 8月10日の開催予定回が台風11号により延期開催となった。

3 8月31日開催回において定員を大幅に超える参加者が来場したため追加開催となった。